

6 キャンセル等

- (1)利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）： 0977 - 27 - 1515

- (2)居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3)利用者は、契約全体を解約することもできます（契約書 第10条）。
- (4)サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。

7 虐待の防止について

- (1)事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。
- ① 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他、虐待防止のために必要な措置
- (2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
- (3)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	小田 剛正
-------------	-------

8 秘密の保持

- (1)事業者、介護支援専門員及び事業所の従事者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、第三者に漏らしません。契約終了後も同様です。
- (2)事業者は、サービス担当者会議等において利用者又はその家族の個人情報を提供する場合は、事前に同意を得ます。
- (3)事業者及び事業所の従事者は、退職後も在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を守ることを義務とします。

9 事故発生時の対応

- (1)事業者及び介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。
- (2)事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合